

第 4 1 6 回  
令和 5 年度第 2 回北海道地方最低賃金審議会  
議 事 録

令和 5 年 7 月 7 日

北 海 道 労 働 局  
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年7月7日(金)9:57~10:27

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階共用第1・第2会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員  
労働者委員 石田委員、藤田委員、山田委員、和田委員  
使用者委員 片岡委員、桑原委員、柄目委員、中畑委員、藤原委員

【事務局】 友藤労働局長、高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、  
川村賃金指導官、小西賃金指導官、研修生

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 北海道最低賃金専門部会委員の推薦公示について
- (3) 関係労使の意見聴取に係る公示について
- (4) 参考人の意見聴取について
- (5) その他

5 議事内容

○杉山室長補佐

本日出席予定の皆様がおそろいになりましたので、第2回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益委員の片桐委員、労働者代表委員の金子委員のお二方は都合により欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員全体の3分の2以上または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席の要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には、傍聴されている方が21名、取材のため1社の記者の方がいらっしゃっていることを報告いたします。

本省からの研修生も2名参加しております。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、第2回審議会が初めての出席となります第50期北海道最低賃金審議会委員として新たに任命されました使用者代表委員の中畑雅幸委員をご紹介します。

一言ご挨拶をお願いいたします。

○中畑委員

おはようございます。このたび委員になりました北海道商工会連合会の中畑でございます。分からないことも多々あるかと思っておりますけれども、頑張っ

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○杉山室長補佐

ありがとうございました。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、おはようございます。

それでは、議事に入りますが、議事に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして議事録を作成することとなっており、会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として労働者代表委員から山田委員、使用者代表委員から柄目委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀野会長

それでは、議事次第(1)北海道最低賃金の改定決定に係る諮問についてでございます。

令和5年度における北海道最低賃金の改正について、北海道労働局長より諮問がなされると伺っております。よろしくお願いいたします。

○杉山室長補佐

それでは、事務局より諮問文内容を読み上げさせていただいた後、局長より亀野会長へ諮問文をお渡しいたします。

○牧野賃金室長

賃金室長の牧野でございます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。  
事務局といたしまして、諮問文を読み上げさせていただきます。

北労発基0707第1号 令和5年7月7日

宛先：北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳殿

発信者：厚生労働省北海道労働局長 友藤智朗

標題：最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第12条に基づき、北海道最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配慮し、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえた貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

○杉山室長補佐

友藤労働局長より、亀野会長へ諮問文をお渡し願います。

○亀野会長

続いて、北海道労働局長よりご挨拶があると伺っております。  
局長、よろしくお願ひいたします。

○友藤労働局長

おはようございます。北海道労働局長の友藤でございます。

ただいま、令和5年度北海道最低賃金の改定について審議会のほうに諮問させていただきました。

昨年、本審議会から、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備への引き続きの取組、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策の取組についてご要望を受けたところでございます。その上での答申ということになったわけでございます。

私ども北海道労働局といたしましては、これまで賃上げしやすい環境整備に向けまして、中小企業・小規模事業者における生産性向上の取組に対する支援といたしまして、北海道働き方改革推進支援センターの活性化、業務改善支援金等の周知、下請業者の取引環境の適正化を図るべく、下請かけこみ寺等のご案内や、事案を把握した場合には北海道経済産業局と連携を図ること等に取り組んでまいったところでございます。

引き続き、最低賃金や賃金の引上げ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組んでまいりたいと思っております。

本年度におきましても、北海道労働局ホームページにおける中小企業・小規模事業者への支援策並びに賃金引き上げ特設ページの周知を行いますほか、引き続き北海道労働局、労働基準監督署、ハローワーク、北海道働き方改革推進支援センターが一体となって、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して支援を行っていくこととしております。

審議会の各委員の皆様には引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

さて、政府の動きといたしましては、令和5年6月16日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる骨太の方針におきまして、最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論を行う。また、地域格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000

円達成後の最低賃金引上げの方針についても新しい資本主義実現会議で議論を行うとされたところでございます。

他方、北海道の社会経済情勢を見ますと、緩やかに持ち直している状態ではあるものの、雇用情勢は持ち直しの動きにやや弱さが見られる状況であり、最低賃金をめぐる情勢は依然として非常に難しいものと思われまます。

こうした中、北海道最低賃金審議会におかれましては、これまでの審議の経緯を踏まえまして、中央の動きや北海道内の社会経済情勢等を考慮し、十分に公労使で議論いただきますようよろしくお願いいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、北海道最低賃金の改定の諮問を受けました。

当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にしつつ、これまでの当審議会における議論を踏まえて令和5年度北海道最低賃金の改正について審議していくことといたします。

円滑な審議ができるよう、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○亀野会長

次に、議事次第(2)「北海道最低賃金専門部会委員の推薦公示について」で  
ございます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

本日、最低賃金改正の諮問がなされたことに伴いまして、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、最低賃金改正に係る具体的な調査審議を行う専門部会を設置することになります。

専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項に基づき9名以内で構成することとなりますので、従前どおり公労使それぞれ3名、計9名構成と考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する専門部会委員の推薦公示を本日の審議会終了後に行い、7月18日・火曜日で公示を締め切り、その後、早急に任命したいと考えております。

なお、第1回専門部会の開催日につきましては、第1回運営小委員会において7月26日・水曜日、13時から開催することとされておりますので、ご確認方  
よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に専門部会委員の推薦公示を行い、7月18日・火曜日、公示締切りという日程で進めてください。

○亀野会長

続いて、議事次第(3)「関係労使の意見聴取に係る公示について」になります。

事務局から説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労使からの意見聴取手続きにつきましては、本日の審議会終了後に公示を行い、7月18日・火曜日で公示を締め切り、事務手続を進めたいと考えております。

事務局からは以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

そういう形でよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に公示を行い、7月18日・火曜日、公示締切りというスケジュールで進めてください。よろしくをお願いいたします。

○亀野会長

次に、議事次第(4)「参考人の意見聴取について」でございます。

これも、まず事務局から説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

例年実施しております参考人からの意見聴取についてですが、例年どおり第1

回専門部会において労使の参考人の意見聴取を行いたいと考えております。  
事務局からは以上となります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。  
よろしいですか。

「はい」

○亀野会長

それでは、これにつきましては第1回の専門部会、7月26日に行うということ  
とで、事務局の説明どおり手続を進めてください。よろしくお願いいたします。

○亀野会長

それでは、議事次第(5)「その他」でございます。

事務局から、最新の中央での動きにつきまして情報がありましたら説明をお願い  
いたします。

○杉山室長補佐

最近の中央の動きについてお伝えします。

6月30日、中央最低賃金審議会へ厚生労働大臣から目安についての諮問がな  
されております。同日、第1回目安に関する小委員会が開催されております。

委員の皆様にお配りしています参考資料 1は中央最低賃金審議会、参考資料  
2は目安に関する小委員会の資料となりますが、目安に関する小委員会の資料  
はかなりの枚数となっておりますので、議事次第、資料一覧と資料 5「今後の  
予定(案)」のみをお配りしております。資料 1～資料 4につきましては、追  
って送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

目安に関する小委員会は、資料 5「今後の予定(案)」のとおり、第2回は7  
月12日・水曜日、第3回は7月20日・木曜日、第4回は7月26日・水曜日  
で日程調整が行われているようです。

本省より目安の答申について特段の情報はありませんが、事務局としましては、  
目安に関する小委員会の開催予定から7月中に目安の答申が行われるものと考え  
ておりますので、その想定で日程調整を実施させていただきます。

本省から新たな情報が入りましたら、その都度委員の皆様にご伝達させていた  
きますので、よろしくお願いいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

「はい」

○亀野会長

目安に関する小委員会の資料が大部分なので、後でこれは来るということで。

○杉山室長補佐

はい。

○亀野会長

はい。分かりました。

ホームページでも、これはもう見られますよね。

○杉山室長補佐

はい。

○亀野会長

もう皆さん見ておられるかもしれませんが、見ていただければと思います。

○亀野会長

それでは、本日の審議会の資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

賃金指導官の川村でございます。私のほうから資料のご説明をいたします。

本日お手元に配付しました資料でございますけれども、まず資料 1、1 ページは「令和 4 年度 地域別最低賃金改定一覧」でございます。

資料 2 は、団体からの要請書・要望書でございます。

3 ページ～ 7 ページまでが、本年 6 月 1 4 日に札幌弁護士会から北海道地方最低賃金審議会及び北海道労働局長宛てに届きました「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」でございます。

9 ページ～ 1 2 ページまでが、本年 6 月 1 9 日に函館弁護士会から北海道地方最低賃金審議会及び北海道労働局長宛てに届きました「低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」でございます。

こちらの2つの会長声明につきましては、毎年届いているものでございます。内容としては、最低賃金1,000円以上とか、そういった要請でございます。

続きまして、13ページ～16ページまでが本年7月4日に北海道経済連合会から北海道労働局長宛てに届きました「2024年度 国の施策及び予算に関する要望」でございます。こちらは、国の出先機関、また国家議員や中央省庁を対象に行っている要望活動でございます。その中から、厚生労働省の最低賃金に関するものを抜粋して紹介しております。

16ページを御覧ください。こちらは、労働力不足解決に向けた社会保険制度における「年収の壁」の見直しの要望でございます。現状として、最低賃金引上げに伴い繁忙期の年末に就業調整を行うケースが増えているといった課題があり、下に会員企業様の意見が掲載されております。

次に、資料 3、17ページでございます。こちらは、連合北海道が6月13日に公表しました2023年春季生活闘争・妥結情報、6月1日時点の回答集計でございます。月例賃金の加重平均が8,890円の引上げとなっておりまして、昨年実績額5,271円と比べましても大幅に引き上がっていることが分かります。

19ページは、経済団体連合会が6月23日に公表しました「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」でございます。総平均を見ていただくと、2023年の回答額は7,864円、アップ率は2.94%。2022年は5,219円、アップ率が1.97%と、こちらのほうも大幅な引上げ率となっております。

資料 4、21ページ～28ページにつきましては、市町村議会からの北海道最低賃金に関する意見書受付一覧表でございます。21ページ～24ページまでが北海道地方最低賃金審議会会長宛て、25ページ～28ページまでが北海道労働局長宛ての意見書でございます。

なお、会長宛ての意見書の提出がない市町村議会もございまして、若干受付件数が異なっております。

続きまして、資料 5、29ページ～37ページは当局が6月30日に公表した「レイバーレター」でございます。

資料 6、39ページ～49ページに北海道経済局が6月19日に公表した「最近の管内経済概況」をつけさせていただきました。

資料 7、51ページ～72ページは日本銀行札幌支店が6月9日に公表しました「北海道金融経済概況」でございます。

資料 8、73ページ～88ページは北海道財務局が6月13日に公表しました「法人企業景気予測調査(令和4年4～6月期)」でございます。

最後に、資料 9、89ページ～110ページに独立行政法人中小企業基盤整備機構が6月30日に公表いたしました「第172回 中小企業景況調査」をつけております。こちらは全国版でございますけれども、109ページ～110ページが北海道の調査結果となっております。110ページの下の方に「北海道

の中小企業の声」が掲載されておりますので、御覧になっていただければと思います。

続きまして、参考資料 1は6月30日に開催されました中央最低賃金審議会の資料でございます。そのうち、資料 4、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（関係部分抜粋）と資料 5、経済財政運営と改革の基本方針2023（関係部分抜粋）にそれぞれアンダーラインを引いたところがございます、その部分が最低賃金に関係する部分となっております。

資料 4では、9ページの「(7)多様性の尊重と格差の是正」に最低賃金に関係するところが載っております。

資料 5、「経済財政運営と改革の基本方針2023」のほうは、15ページのアンダーライン部分が最低賃金についての記載ですので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問、ご要望はございますでしょうか。

はい。山田委員、お願いします。

○山田委員

労働者側委員の山田でございます。

資料 3、17ページの連合北海道の集計でございますが、一昨日、7月5日に最終集計を公表いたしました。最下段の部分だけ申し上げますが、今、加重平均が8,890円、3.38%となっております。ここが3.30%、0.08ポイントほど変わっておりますことだけ報告しておきたいと思います。

なお、詳細につきましてはホームページにも公表しておりますので、ご参照願えればと思います。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

この3.38が、3.30ということですね。

○山田委員

はい。

○亀野会長

はい。分かりました。ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。  
よろしいですか。

○亀野会長

それでは、最後に次回の第3回本審の日程についての確認になります。

次回は、例年であれば目安の伝達を受けるということになっております。事務局から、今後の予定につきましてご説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

先ほど中央の情勢でもお話ししておりますが、目安小委員会の動きというのが予定として出ております。目安に関しては、これが重要な意味を持ちますが、現時点においては目安の伝達がいつになるかというのは明確になっておりません。しかしながら、目安小委員会の日程と例年の状況から7月中には目安が伝達されるのではないかと事務局では見込んでおりますので、第3回本審を7月31日・月曜日、午後1時30分から開催として調整させていただきたいと思っております。会場についても、本日と同じ場所を確保できております。

ただし、目安答申の日程が後ろにずれ込んだ場合につきましては、新たに日程調整をさせていただきたいと思っております。そうになりましたら日程調整等でご迷惑をおかけすると思いますが、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明のとおり、第3回本審を7月31日・月曜日、午後1時30分から開催ということによろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、目安答申次第ということになりますが、現時点においてということで、第3回本審を7月31日・月曜日、午後1時30分から合同庁舎10階会議室で開催いたします。

日程の確保と今後の円滑な審議運営にご協力をお願いいたします。

用意した議題は以上ですが、何かございますか。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもご苦労さまでした。

以上